

令和7年度第12回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和8年3月25日(水) 午後2時  
 召集場所 清須市役所北館2階 第1会議室・第2会議室  
 開 会 令和8年3月25日(水) 午後2時  
 出席委員

農業委員							
1.伊藤 正敏	○	2.酒井 温司	○	3.丹羽 保宏	○	4.横井 満之	○
5.中野 浩光	○	6.三宅 正恭	○	7.石塚 晴郎	○	8.岩田 房喜	○
9.鈴木 正	○	10.後藤 善一	○	11.星野 清明	○	12.水野 格廉	○
13.小島 慶久	○	14.木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15.鈴木 朝明(北部)	○	16.渡邊 由美子(西部)	○	17.堀田 啓(南部)	○		

計 17 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治  
 主 事 高味 俊夫  
 主 事 宮下 彩乃

議事日程

1 提出案件

提出案件

(1) 議決案件

議案第32号 農地法第3条の規定に係る許可申請 …… 1件  
 議案第33号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 3件  
 議案第34号 令和8年度最適化活動の目標の設定等

(2) 報告案件

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知 …… 1件  
 報告第29号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 3件  
 報告第30号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 13件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

3月も末になりだんだん暖かくなりますが、日によって急に寒くなったりしますので、お体にご自愛いただくようお願いいたします。

では、只今から、令和7年度第12回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は8番 岩田 房喜（いわた ふさよし）委員と9番 鈴木 正（すずき ただし）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第32号】農地法第3条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、申請番号 R7-17 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

高齢により耕作ができなくなった譲渡人から、現在も申請地の耕作を手伝っており、譲渡人の意向もあり、息子と供に正式に農地を譲り受けることになった譲受人への所有権移転の申請です。譲受人は、耕運機を1台所有しております。本人の従事日数は250日、息子の従事日数は50日です。申請地への通作距離は1.5 km、通作時間は自動車です。

譲受人は農地を取得するのは初めてのため、ヒアリングを行っていません。

詳しくは机上配布しました農地法3条許可申請に係るヒアリング項目をご確認ください。

以上のことを踏まえて、農地法第3条許可申請の基本要件である3項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は小島委員になりますが、

小 島 委 員 問題ございません。

会 長 なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」ことといたします。

続きまして、【議案第 33 号】農地法第 5 条の規定に係る許可申請 3 件について議題とします。事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書 2 ページの申請番号 R7-19 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は北名古屋市に本社を置く、新車、中古車の販売、買い取り、整備をおこなう法人です。現在使用している従業員用の駐車場は清須市にある借地であり、土地所有者より返還を求められたため、駐車場の確保が急務となりました。

そのため土地を探しておりましたが、市街化区域内では、希望する土地が見当たらず、市街化調整区域内ではありますが、整備工場から近く、所有者へ相談したところ、承諾が得られたため本申請に至りました。

申請地は、立地基準のエー（ア）－b－（b）街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地に該当し、第 3 種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。

申請地は位置図のとおりです。

土地利用計画図をご覧ください。

5 台分の駐車場です。申請地は砂利敷により整地し、雨水は敷地内に浸透させます。乗り入れは西側に作り、側溝は補強工事を行うとのことです。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私になりますが、

周囲も多くの宅地が建っているため特段問題ございません。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事務局 次の案件につきましては、木村委員が関係者であるため、木村委員は一度退席をお願いします。

続きまして、申請番号 R7-20 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は、北名古屋市に本社を置き、清須市に営業所を設置して土木建設業を営む法人です。清須営業所を中心的な拠点として事業を行っており、年々受注する工事が増加することに伴い、工事車両の新規購入や土木工事資材の増加により、既存の資材置場兼駐車場では狭く、工事車両を置くスペースが足りなくなっています。

そのため新たな駐車場としての土地を探しておりましたが、市街化区域内では、希望する土地が見当たらず、市街化調整区域内ではありますが、清須営業所から近く、所有者へ相談したところ、承諾が得られたため本申請に至りました。

申請地は、立地基準のエー（ア）－a－（b）インターチェンジから概ね300m以内にある農地に該当し、第3種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また一般基準については特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。

申請地は位置図のとおりです。

土地利用計画図をご覧ください。

12台分の駐車場です。雨水は透水性舗装で浸透します。周囲はブロックを積み土砂の流出を防ぎます。周りの側溝については、北側の乗り入れ口部分のみ側溝を入れ替えるとのこと。

また、北西には現在給水栓バルブがありますので、東側の農地へ移設をしていただきます。東側の農地の土地所有者からの了承はいただいているとのこと。

なお、この案件の担当は木村委員ですが、関係者であるため、事務局が現地確認をしており、問題ありません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

それでは、退席された木村委員をお呼びします。

続きの説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、申請番号 R7-21 をご覧ください。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は配偶者と共に現在名古屋市内に居住しています。今後、家族が増えること等を考え、住宅建築の考えに至りましたが、申請者には自己所有地がありません。

住み慣れた本家付近の市街化区域で土地を探しましたが見つからず、途方に暮れていたところ、祖父が持つ申請地を利用する承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満である農地であるため、農地の区分の該当事項のオー（ア）－bに該当し、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。

また一般基準については特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤委員になりますが、

後藤委員 問題ございません。現地を見たところ杭が打ってありましたが、大きい方に家を建てるということで問題ないでしょうか？

事務局 大きな土地でしたので、分筆していただいて、大きい方に家を建て、残りは耕作していただく形になります。

会長 小さい方の農地は誰が管理しますか？

事務局 農地は本家の所有になりますので、引き続き本家の方が利用されます。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【議案第 34 号】令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 令和 8 年度最適化活動の目標の設定について説明します。

各農業委員会は「農業委員会による最適化活動の推進等について、令和 5 年 3 月 9 日付け 4 経営第 2784 号農林水産省経営局農地政策課長通知により、最適化活動の目標の設定をすることされております。

大きく分けて農業委員会の状況及び最適化活動の目標を 2 項目ありますので、順に説明します。

I 農業委員会の状況について、1 農業委員会の現在の体制及び 2 農家・農地等の概要は各データの数値を基に記入しております。

II 最適化活動の目標について、

(1) の農地の集積

①現状及び課題について、これまでに集積面積は現在の認定農業者などが経営している面積になり、集積率は 21.6%です。課題は、兼業化や高齢化により従事者が減少しているため、担い手の育成及び確保を図ることとしております。

②目標は令和 5 年度に設定したもので、10 年後の令和 15 年度までに集積率 30%としており、10 年で 30%到達するように新規集積面積を記入しております。

(2) の遊休農地の解消

①現状及び課題について、令和 7 年度の農地パトロールの結果を記入しております。課題は、高齢化や非農家の相続で遊休農地が増加していることとしております。

②目標について、令和 3 年度から 5 年度間の目標を記載することとなっております。ア既存農地の解消について、a 緑区分の遊休農地の解消は令和 3 年度の 4.3ha の 5 分の 1 である 0.9ha を目標としています。b 黄区分の遊休農地の解消、令和 3 年度は 2.0ha です。工程表の策定方針については、現地調査をした上で、策定協議をすることとしております。イ新規発生遊休農地の解消について、令和 7 年度に新規発生した緑区分が 1.5ha でしたので、その 5 分の 1 の 0.3ha を目標としております。

(3) 新規参入の促進

①現状及び課題について、令和 7 年度、新規参入者 3 名ありました。課題は農業体験塾や市民農園で理解深めているものの実際の就農に結びついた事例はほとんどなく、参入に苦慮しているとしました。

②目標について、権利移動面積は農地法第3条許可や中間管理事業で権利移動した面積を記入しており、平均が0.6haです。公表する面積は0.1haとしました。

2 最適化活動の活動目標について、

1 動日数は月に7日、人数は中立委員である酒井委員を除く農業委員13名、推進委員3名としました。

2 活動強化月間の設定目標は、農地パトロールと意向調査で10月、11月、農業体験塾卒業生への農地のあっせんで3月としました。

3 新規参入相談会への参加目標は農業大学の就農説明会としております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件についてご意見はありますか。

なければ、この案件について、「承認」してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「承認」することといたします。

続きまして、【報告第28号】農地法第18条第6項の規定による通知1件、【報告第29号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出3件及び【報告第30号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出13件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書3ページをご覧ください。

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明します。

申請番号R7-13、利用権設定がされていた申請地について、議案書のとおり合意解約されたので、農地法第18条の規定による通知がされたものです。なお、同時に農地法5条届出を受付しています。

こちらは三宅委員の案件です。

三 宅 委 員 問題ございません。

事 務 局 議案書4ページをご覧ください。報告第29号農地法第4条第1項第7号の規定による届出3件を説明します。

申請番号R7-44についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら始末書が添付されております。担当

は渡邊推進委員です。

渡 邊 推 進 員 問題ございません。

事 務 局 続きますして、申請番号 R7-45 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は倉庫建築です。こちら始末書が添付されております。担当は伊藤委員です。

伊 藤 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きますして、申請番号 R7-46 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら始末書が添付されております。担当は伊藤委員です。

伊 藤 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きますして議案書 5 ページをご覧ください。報告第 30 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 13 件を説明します。申請番号 R7-122 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら新清洲駅前土地区画整理事業地内の案件になります。担当は渡邊推進委員です。

渡 邊 推 進 委 員 問題ございません。

事 務 局 申請番号 R7-123 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は伊藤委員です。

伊 藤 委 員 問題ございません。

事 務 局 続きますして議案書 6 ページをご覧ください。申請番号 R7-124 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は木造アパート建築です。宮田用水が該当しております。担当は横井委員です。

横 井 委 員 問題ございません。

事 務 局 申請番号 R7-125 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら再転用の案件になります。担当は横井委員です。

横 井 委 員 問題ございません。

事 務 局 申請番号 R7-126 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は共同住宅建築です。清洲駅前土地区画整理事業地内になりまして、再転用の案件になります。担当是三宅委員です。

三 宅 委 員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-127 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら宮田用水が該当しております。担当は丹羽委員です。

丹羽委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 7 ページをご覧ください。申請番号 R7-128 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。担当は丹羽委員です

丹羽委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-129 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら宮田用水が該当しております。担当は渡邊推進委員です。

渡邊推進委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-130 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は後藤委員です。

後藤委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-131 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。担当は丹羽委員です。

丹羽委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 8 ページをご覧ください。申請番号 R7-132 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場です。こちら再転用の案件になります。担当は水野会長です。

水野会長 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-133 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら再転用の案件になります。担当は三宅委員です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R7-134 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築です。こちら 18 条通知が同日で出されております。清洲駅前土地区画整理事業地内になります。担当は三宅委員です。

三宅委員 問題ございません。

会長 事務局の説明が終わりました。  
以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和 8 年 4 月 24 日、金曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所北館 2 階第 1 会議室・第 2 会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和 7 年度第 12 回農業委員会を閉会します。

本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後 3 時 0 0 分—

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_